

野外でのごみの焼却は 法律で禁止されています！

「ドラム缶」、「ブロック積」、「穴を掘っての焼却」も禁止です！
付近の住民の方に迷惑をかけますのでやめましょう！

- ◆ 家庭ごみを含め廃棄物の野外焼却は、煙・悪臭による近所迷惑、ダイオキシン類や有害物質の発生、そして、火災の原因にもなるため「廃棄物処理法」では例外を除き禁止されています。（法第 16 条の 2）
- ◆ これに違反すると「5 年以下の懲役もしくは 1,000 万円以下の罰金又はこれらの併科」に処せられます。（法第 25 条第 1 項第 15 号）

（軽微な焼却：例外規定）

- ① 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
例：正月のしめ縄・門松を焚く行事、塔婆の供養焼却等
- ② 農業・林業又は漁業を営むためにやむを得ず行なう廃棄物の焼却
例：稲藁の焼却、あぜ草及び下枝の焼却、魚網にかかったごみの焼却
- ③ 焚き火その他日常生活の焼却であっても軽微なもの
例：落ち葉焚き、焚き火、キャンプファイヤー等

※ 上記の軽微な焼却であっても、煙や臭いなどにより 周辺住民からの苦情などがある場合には、焼却を中止していただくことや指導の対象となります。

※ 消防署への「火災と紛らわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出」は、火災予防上、焼却行為を事前に確認するために届け出をするもので、「廃棄物処理法」の焼却行為の許可を得たことにはなりません。

※ 令和 5 年中、日光市では 40 件の火災が発生していますが、その内 7 件が焚き火が原因で発生した火災です。

焚き火行為者からの声

『安易に考えて行った焚き火で、自分と家族の大切な住まいを失ってしまうことになり後悔の念に駆られています。いつもやっているから、広がっても私ならすぐに消せるから大丈夫と思っていましたが、このような事になり家族に申し訳ない思いです。』

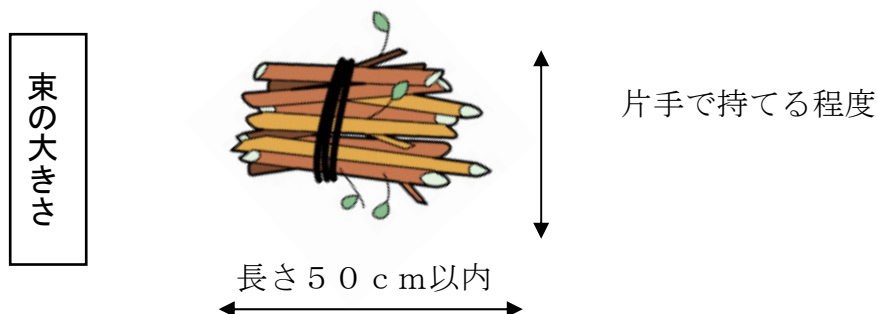
ごみの処分方法

「近所でごみを燃やしていて、煙や臭いが出て大変迷惑している」といった苦情が多く寄せられています。火災の原因となるだけではなく、健康被害をもたらしたり、布団や洗濯物に臭いがついたりするなど、周辺住民に対し大変迷惑をかけることになります。

ごみは焼却せずに分別し適正に処分し、地域の協働の力でより良い生活環境を作りましょう。

ごみステーションに出す方法

○せん定した枝葉：1本の枝の太さが直径2cm程度の枝で、指定する大きさに束ねたもの。ただし、1回につき2束から3束まで。



○落ち葉や草は：透明又は半透明の袋に入れて出してください、1回につき3袋まで。

ごみステーションに出せないものの処理方法

○せん定した枝葉(束の大きさが前記規格外の場合)

- ・枝が太い場合や一度に4束以上はごみステーションに出せません。
- ・直接持ち込みを希望する場合は、必ず事前にクリーンセンターにお問い合わせください。
- ・市の指定する枝葉の大きさであれば、1日2tまでは直接クリーンセンターで受け入れられます。
- ・なお、市の指定する大きさにできない場合は、ご自身で専門業者に直接処分を依頼していただくことになります。

○事業活動に伴うごみ(事業系一般廃棄物)は、有料(150円/10kg)になります。直接クリーンセンターに搬入するか、許可業者に依頼してください。

○農業用のビニール等は、市では収集・処理ができません。農協に相談してください。

その他

○大量に刈り取った草や落ち葉、米の籾殻や収穫後の野菜等の茎などは、庭先や田畑で焼却せず、生ごみ堆肥化容器の利用や田畑に鋤き込む農地還元などで、ごみの減量化と再利用に努めましょう。

ごみの処理は、市の指定する「ごみの分け方・出し方」にならって処理しましょう。

